

## 目標②

# 高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつ地域づくりを進めます。

### 【施策の方向性 1】見守り合い・支え合いの地域づくり

今後、さらに人口減少・高齢化が進展し、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、社会的な孤立などの対応困難な事案の増加も見込まれるため、行政はもとより、誰もが地域の一員として、見守り合い・支え合いのできる地域づくりを進めます。

#### (基本的な施策 1) 地域の見守り合いの支援

地域での見守りや支援の必要な高齢者に対応するため、いのちをつなぐネットワーク事業による地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」取組みを推進し、市民と接する機会のある企業や地域団体、民生委員や福祉協力員等の地域での見守りのネットワークの充実と強化を支援します。

また、誰もが地域社会の構成員としての意識を持ち、役割を担い、見守り・見守られる側になる意識を持つこと、相談しやすく偏見がない社会を進めることが今後ますます重要になります。高齢者をはじめ、誰もが地域の見守りの担い手となるよう、啓発に取り組みます。

No.	新たな取組み	概要
59	地域交流や居場所づくりの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域の見守り体制を拡充するため、いのちをつなぐネットワーク推進会議に「(仮称)地域交流・居場所部会」を設置し、地域交流の場や居場所づくりを推進します。

No.	継続する取組み	概要
60	生活援助員の派遣 (保健福祉局長寿社会対策課)	ふれあいむら市営住宅及び市が生活援助員派遣団地として指定した旧高齢者向け優良賃貸住宅に、高齢者の安否確認や生活相談などを行う生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保します。

61	あんしん通報システムの設置 (保健福祉局長寿社会対策課 消防局予防課)	在宅高齢者や重度障害者等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。また通報装置を介して健康や生活など日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。
62	住民主体による居場所づくり (保健福祉局地域福祉推進課)	社会福祉協議会が実施してきたサロンに加え、新たに NPO やボランティア団体等が行う、地域交流の「居場所」づくりを助成対象とし、住民主体による生きがい・健康づくりにつながる居場所づくりを推進します。
63	いのちをつなぐネットワークの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。 【地域会合等への参加(回数)】 R1年度：1,530回 → R5年度：現状維持
64	民生委員の活動支援 (保健福祉局地域福祉推進課)	民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。
65	市営住宅のふれあい巡回員の配置 (建築都市局住宅管理課)	市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上の単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。

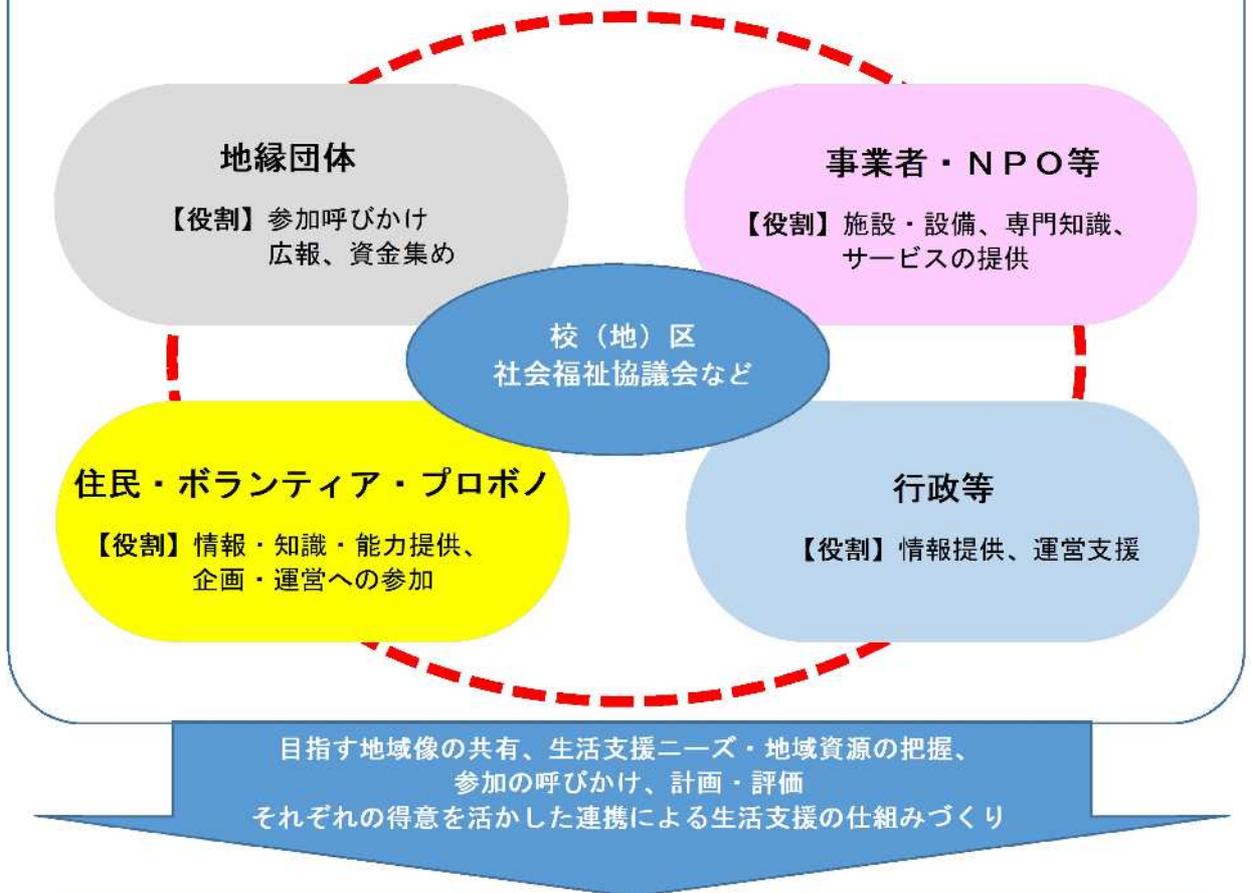
## (基本的な施策2) 地域での支え合いの充実

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、公的なサービスや家族だけでなく、近所の人や友人など地域での支え合いも大切です。地域でのボランティアや住民組織の活動など地域の支え合いの大切さや必要性の周知をはかります。

また、地域によってさまざまな生活課題があるため、校(地)区社会福祉協議会などを核に、多様な住民や団体が地域の困りごとなどを話し合う場として、協議体(校区の作戦会議)を推進します。地域支援コーディネーターは、地域の特性にあわせ、関係者と連携し、協議体(校区の作戦会議)や住民主体の支え合いの基盤づくりを支援します。

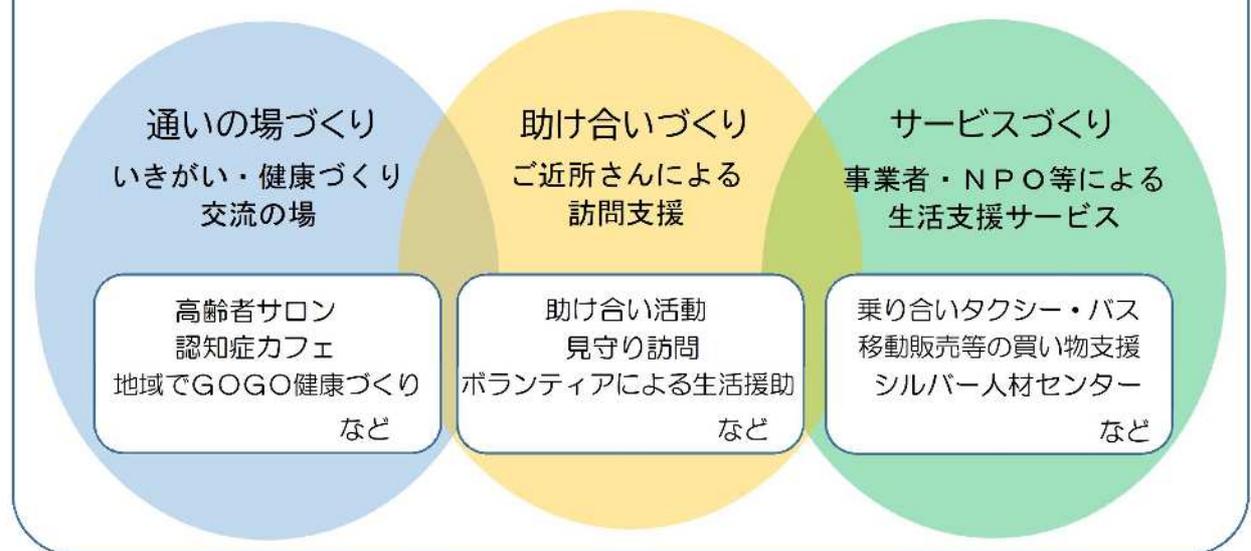
No.	継続する取組み	概要
66	高齢者の生活支援体制の整備 (保健福祉局地域福祉推進課)	住民主体の生活体制を構築するため、協議体(校区の作戦会議)を支援する地域支援コーディネーターの配置に加え、新たに市民センターを拠点としたボランティア活動を支援します。 【支援を行う校区数】 前年度維持(参考: R1年度51回)
67	まちづくり協議会や自治会等を中心とした住民主体の地域づくり (市民文化スポーツ局地域振興課)	まちづくり協議会等をはじめとした様々な地域団体とともに、地域の住民がお互いに支え合いながら、安全安心で、明るく住みよいまちづくりを行うため、住民主体の地域づくりを促進します。
68	いきいき安心訪問 (消防局消防団課)	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図ります。
再	住民主体による居場所づくり	(再掲No. 62 )
再	買い物応援ネットワークの推進	(再掲No. 166 )

## 協議体(校区の作戦会議) イメージ図



## 住み慣れた地域で安心して暮らせるための作戦

～全員参加と地域資源の組み合わせによる地域づくり～



国は、平成24(2012)年9月に「認知症施策推進5か年計画(通称:オレンジプラン)」を公表、平成27(2015)年1月には、国家戦略として「認知症施策推進総合戦略(通称:新オレンジプラン)」を策定、平成29(2017)年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方は法律に盛り込まれました。さらに、令和元(2019)年6月には、認知症施策推進関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものであることを踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

本市では、平成27(2015)年3月に「北九州市認知症施策推進計画(通称:北九州市版オレンジプラン)」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に、総合的な認知症対策を推進してきました。その後、平成30(2018)年3月に北九州市版オレンジプランを改訂し、①市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する(普及啓発)、②認知症の人やその家族を支える体制を構築する(支援体制)、③認知症の人やその家族の視点や意向を尊重する(本人重視)を基本方針とし、さらなる認知症対策の推進に取り組んでいます。

### **(基本的な施策1) 認知症への理解を深め、「やさしい地域づくり」の推進**

認知症は誰もがなりうるものであり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があります。このため、市民一人ひとりが認知症への理解を深め、認知症は誰にとっても身近な病気であることを社会全体で確認しあい、認知症の人やその家族を地域で見守り、支えあう、やさしい地域づくりを目指します。これらの取組みは、地域の一員として自分自身が安心して暮らしていくためにも重要であり、そのためには、全ての人が認知症を正しく理解し、適切に対応できるようになることが必要です。

#### **<施策1-1 認知症の正しい知識の普及促進>**

認知症に関する理解を広げるため、市民10万人が認知症サポーターになることを目指し、10万人に達成した後も一人でも多くの市民に認知症サポーター養成講座を受講していただくよう普及啓発に努めます。また、認知症サポーターの養成にあたっては、これまでと同様に地域で見守り活動をしている自治会等に加え、認知症の人と地域に関わることが多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員、さらに、人格形成の重要な時期である子ども、学生に対して、養成講座の受講を積極的に勧奨し、より多様な認知症サポーターの養成に取り組んでいきます。

### <施策1-2 認知症の人が暮らしやすい地域づくりの推進>

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の人やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

そこで、認知症サポーターは、できる範囲で手助けを行い、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」の考え方を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、チームを作り、認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを検討します。

また、認知症サポーターがそのような活動に積極的に参加する動機付けのあり方についても併せて検討していきます。

### <施策1-3 認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信できる場の構築>

認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を考えるきっかけとなり、また、多くの認知症の人に希望を与えることができると考えられます。

そこで、認知症の人に、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトへ協力する機会や、認知症啓発に関するイベントで自らの言葉で自身の思いなどを発信する場を設け、認知症になっても希望を持って前向きに暮らしている姿を積極的に発信していきます。

No.	新たな取組み	概要
69	認知症の人が情報を発信できる場の構築 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症啓発月間などに開催する認知症啓発に関するイベントで、認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信する場の構築に努めます。

No.	継続する取組み	概要
70	認知症サポーターの養成等 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。
71	認知症に関する啓発 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症に関する正しい知識を広め、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのため、認知症啓発月間による啓発活動や、市民向け啓発活動として印刷物の作成・配布を行います。
72	認知症地域支援推進員の配置 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。
再	認知症行方不明者への対応	(再掲No. 80 )

## **(基本的な施策2) 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築**

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、認知症の人が少しでも早く必要な医療や介護サービス等につながる事が大切です。認知症の早期発見・早期対応では、本人のみならず家族や周囲の人たちも認知症を正しく理解し、必要な医療や介護サービスにつなげていくとともに、より身近な地域にある医療機関や介護事業所なども、認知症の人に最初に接する相談窓口としての意識を持つことが重要です。

このため、認知症の発症予防や発症初期から急性増悪時など、容態の変化に応じた本人主体の医療・介護体制を構築することができるよう、地域での重要な社会資源である保健・医療・福祉・介護の関係機関や専門職の有機的・包括的な連携を推進します。さらに、市民に対する認知症の正しい理解を広げていくとともに、医療・介護従事者等の専門職がこれまで以上に認知症に対する理解を深めていくための人材育成に取り組みます。

### **<施策2-1 認知症の早期発見・早期対応>**

本市では、認知症に関して不安を感じた人やその家族の受診への抵抗感を軽減できるよう、平成12(2000)年度から認知症の専門外来として「ものわすれ外来」を設置するとともに、かかりつけ医等の認知症対応力の向上による早期発見から早期対応までスムーズに行える医療・介護の連携体制の構築に取り組んでいます。さらに、医療や介護に関する専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターと連携した早期対応の一層の強化にも取り組んでいます。

### **<施策2-2 地域での生活を支える医療・介護体制の構築>**

認知症の人の地域での生活を支えるためには、適時・適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。本市では、認知症の発症初期から、状況に応じた、医療と介護が一体となった支援体制の構築に取り組んでいます。

今後も、より身近なかかりつけ医の認知症対応力の向上を図るとともに、公益社団法人北九州市医師会と協力して、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役を担う「認知症サポート医」の養成に取り組んでいきます。また、地域の認知症に関する医療提供体制の中核である「認知症疾患医療センター」と連携し、認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療など、継続した医療・ケア体制の構築に取り組んでいくとともに、地域包括支援センターや介護事業所、在宅医療・介護連携支援センター、初期集中支援チーム等の関係者が有機的に連携できる体制づくりに取り組んでいきます。

### **<施策2-3 医療・介護サービスを担う人材育成>**

保健・医療・福祉・介護の専門職であっても、医療機関や介護保険施設等の中には、合併症等を有する認知症の人への対応に苦慮することがあります。このため、早期発見・早期対応だけでなく、適切な医療・介護サービス提供のため、専門職などの医療従事者に対する認知症対応力向上研修や、認知症介護の指導的立場の人や介護従事者に対する研修を実施し、認知症対応力の向上に取り組んでいます。

No.	継続する取組み	概要
73	認知症初期集中支援チームの設置 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。
74	認知症サポート医の養成 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の専門医であり連携の推進役でもある「認知症サポート医」を養成するとともに、気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来協力医療機関」を設置し、地域や関係者が有機的に連携し、認知症の早期発見・早期対応を目指します。
75	認知症疾患医療センターの運営 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	より高度で専門的な認知症の治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」を設置し、鑑別診断・急性期対応、専門医療相談等を行うとともに、医療・介護の連携体制を構築し、地域における認知症ケア体制の強化を目指します。
76	認知症対応力の向上のための研修の実施 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局介護保険課)	かかりつけ医を対象とした研修の実施により、認知症の対応力向上と関係機関の連携を図ります。また、病院勤務者や歯科医師、薬剤師等に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、病院等における認知症の人の手術や処置などの適切な実施の確保を図ることを目的とした研修を行います。 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。
再	認知症地域支援推進員の配置	(再掲No. 72 )

### (基本的な施策3) 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

認知症になっても安全に安心して暮らし続けるためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。また、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人のQOL（生活の質）の改善にもつながることから、もっとも身近な介護者である家族の精神的・身体的な負担を軽減することが重要です。また、高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の介護者が今後増加していくものと考えられており、介護者の生活と介護の両立を支援していきます。

#### <施策3-1 認知症の人を支える家族等への支援>

認知症の人を介護する家族の負担を軽減するためには、身近なところで家族の訴えを受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。また、医療や介護の関係者が互いの役割・機能を十分に理解し、連携して対応する体制の構築や介護者同士の交流の輪を広げていくことも必要です。このため、悩み事やつらさなどを分かち合える認知症介護家族交流会や気軽に相談ができる認知症・介護家族コールセンターなど家族への相談支援に取り組みます。

### ＜施策3-2 認知症の人の安全確保＞

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での見守り体制や認知症の人が自宅から外出して道に迷ってしまった場合の捜索体制が不可欠です。このためには、警察等の関係機関はもとより、地域や企業・団体等と連携して認知症の人の安全対策に取り組む必要があります。このため、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人が行方不明となった想定の実地捜索訓練の更なる拡大に向けた支援を進めていきます。また、認知症の人が行方不明になった場合には、GPSを利用した位置探索やSOSネットワークシステムによって、行方不明者の早期発見・早期保護につながる仕組みづくりと安全確保に取り組めます。

### ＜施策3-3 地域での日常生活の支援＞

身近な地域で日常生活を送る上では、認知症の人やその家族が、気兼ねなく立ち寄れる居場所や、ちょっとした相談や悩みを打ち明けられる場が必要とされています。そこで、認知症の人やその家族、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェの普及や認知症カフェ同士の横のつながりができるような施策に取り組んでいきます。

さらに、コロナ禍のような人と人とが集まるのが難しい場合における認知症カフェのあり方について検討していきます。

また、各々の認知症の症状に最も適する行政サービスや相談先等の社会資源に加え、その時々が必要とする情報や認知症の人との関わり方がひとつにまとめられた、認知症ケアパスを活用し、認知症に関する正しい情報を広めていくよう取り組んでいきます。

No.	新たな取組み	概要
77	認知症カフェのあり方の検討 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	コロナ禍を契機とした認知症カフェにおける感染症対策や、人と人とが集まるのが難しい場合の認知症カフェのあり方を検討します。また、認知症カフェ同士のつながりの強化に向けた取組みを実施します。

No.	継続する取組み	概要
78	認知症介護家族交流会の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学び合うための交流会を開催します。
79	認知症・介護家族コールセンターの運営 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や介護する家族等への精神面での支援を行います。

80	認知症行方不明者への対応 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、所在不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図ります。また、万一、所在不明になったときに、家族などが位置情報を探索できるような認知症の高齢者等がGPS専用端末を持っておくサービスを提供します。 認知症の人等が行方不明になったと想定して、地域住民と関係機関が行方不明者を検索する訓練を住民主体で実施します。認知症地域支援推進員と連携しながら、それぞれの地域の独自の特徴を生かして行います。
81	認知症カフェの普及 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及啓発及び活動支援を行います。 【認知症カフェ実施箇所数】 R1年度：25か所 → R5年度：50か所
82	高齢者見守りサポーターの派遣 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症などの高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、研修を受講したボランティアが、見守りや話し相手のため、高齢者の自宅を訪問します。
83	認知症等身元不明者の一時保護 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	保護された高齢者等が、認知症などにより身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ります。
84	認知症家族介護教室の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やそのパートナー（家族を含む支援者）が、自身の認知症に対する偏見やネガティブな感情を払拭し、「認知症とともに歩む」という視点を持って暮らせるよう、同じ立場の人同士が集う場づくりなど、認知症の人とそのパートナーの精神的なケアに取り組みます。
再	高齢者見守りサポーターの派遣	(再掲No. 82 )

#### (基本的な施策4) 認知症予防の充実・強化

一般的に、加齢に伴って、一度習得した認知機能（記憶力・判断力）は徐々に低下していきます。認知症とはこの一度習得した認知機能（記憶力・判断力）が、著しく低下し、日常生活に支障が生じるようになった状態をいいます。高齢期に認知機能（判断力・記憶力）が低下する原因は、加齢や脳の機能を使わないことによるもの、病気によるもの等があります。しかし、全ての人に認知症の症状が現れるわけではありません。

また、認知症ではないものの、まったく健康な状態でもない、その中間にある状態を「軽度認知障害（MCI）」といますが、「軽度認知障害（MCI）」は、そのまま認知症に進行する場合や改善・維持できる場合があります、この段階で認知症を予防するための取組みを行うことが大切です。

### <施策4-1 市民の予防に関する知識と意識の向上>

認知症予防については、現時点において、「こうすれば認知症にならない」といった科学的な根拠は確立されていませんが、研究の結果、運動の習慣化、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。

それらの科学的知見を適宜情報収集し、市民に啓発するとともに、地域において高齢者が身近に通える場等の拡充に取り組みます。

### <施策4-2 生活習慣病・介護予防と一体化した取組みの推進>

認知症を予防するには、正しい生活習慣とともに、脳の血管を守ること、脳の血液の流れをスムーズにすること、脳の細胞を活性化させることも大切といわれており、これは、生活習慣病予防、介護予防と同様です。生活習慣病予防や介護予防は、長期的にみると認知症予防ともいえます。

本市では、生活習慣病予防や介護予防と認知症の支援を一体的かつ総合的に進めていくための拠点として設置した認知症支援・介護予防センターを中心に、さらなる認知症予防・介護予防の取組みを推進します。

No.	継続する取組み	概要
85	生活習慣病予防・重症化予防のための健康教育の実施 (保健福祉局健康推進課)	生活習慣病予防・重症化予防、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの健康課題について、正しい知識の普及と健康意識の向上のため、区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために個別健康教育を行い、長期的な認知症の予防につなげます。 【開催回数・参加延べ数】 R1年度：1,921回、14,933人 → R5年度：開催回数、参加延べ人数の増加
再	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル対策の予防)	(再掲No. 39)
再	介護予防・健康づくり教室等の開催	(再掲No. 41)
再	介護予防に関する知識の普及啓発	(再掲No. 42)
再	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	(再掲No. 44)
再	高血圧症を切り口とした生活習慣病への対策	(再掲No. 45)
再	健康マイレージによる健康づくり	(再掲No. 46)
再	健康診査(がん検診等)の実施	(再掲No. 47)
再	口腔ケアの普及・啓発	(再掲No. 48)

再	北九州市国民健康保険の特定健診・特定保健指導の実施	(再掲No. 49)
再	専門職による地域の介護予防活動の支援	(再掲No. 54)

## (基本的な施策5) 若年性認知症施策の強化

若年性認知症とは、65歳未満に発症する認知症です。

厚生労働省によると「日本医療研究開発機構認知症研究開発事業」(令和2(2020)年)において、若年性認知症の有病者数は全国に3,57万人(18～64歳人口10万人あたり50.9人)と推計されています。これを、北九州市の人口により推計すると、市内の若年性認知症者数は、令和2(2020)年3月末時点で約260人となります。

若年性認知症の人については、生活費や教育費などの経済的な問題や、本人や配偶者の親等の介護と重なるなど、若年期特有の特徴があるため、様々な分野にわたる支援を総合的、継続的に取り組んでいくとともに、若年性認知症の人の仕事や介護・障害サービスの利用状況についての実態把握に取り組んでいきます。

推計値：513,962人 / 10万人 × 50.9人 = 約260人  
(令和2(2020)年3月31日 18～64歳 人口統計：513,962人)

### <施策5-1 若年認知症の早期発見・早期診断>

若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、また、本人や周囲の人が何らかの異常に気付いても受診が遅れることが多いといった特徴があるため、若年性認知症についての普及啓発を進め、早期発見・早期対応へつなげる必要があります。

そこで、若年性認知症の人やその家族、支援者向けのパンフレット等の作成・配布のほか、支援者向け研修会等を開催し、若年性認知症への理解の促進や早期発見・早期診断の促進に取り組めます。

### <施策5-2 若年性認知症の支援体制の強化>

若年性認知症の人の場合、一般的に介護サービスが利用できる年齢(65歳以上)よりも若いことが多く、他のサービス利用者との思いの共有が難しいこと、就労や生活費や子どもの教育費等の経済的な問題、本人や配偶者の親等の介護の複数介護、居場所づくり、社会参加など、その状態や環境に応じて、個別に支援する体制が求められています。そこで、若年性認知症コーディネーターを中心として、若年性認知症の人が発症初期の段階から、その症状、社会的立場、生活環境、本人の意思等に応じた医療や介護サービス・障害福祉サービス、雇用の継続、障害年金の受給、障害者手帳の取得など、適切な支援が受けられるように本人の視点に立った医療、介護、福祉、就労における連携体制づくりに取り組めます。

No.	新たな取組み	
86	若年性認知症の実態に応じた対策の推進 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	若年性認知症の実態を把握すると共に、若年性認知症の人の支援ニーズを踏まえた支援が提案できるよう、関係機関との連携体制づくりなどの取組みを推進します。

No.	継続する取組み	概要
87	若年性認知症対策の推進 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	若年性認知症に関するパンフレット等の作成・配布他、若年性認知症の本人や家族を対象とした交流会や支援者向けの研修会等を開催します。
再	認知症サポーターの養成等	(再掲No. 70 )

### (基本的な施策6) 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

認知症を発症すると、本人や家族は介護をはじめ日常生活で様々な問題を抱えることとなります。こうした問題を解決し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安全に安心して生活していくためには、周囲のサポートが必要であり、地域・民間・行政が共通の認識をもち、様々な形で連携を深め、認知症の人やその家族を支援していくことが重要です。

このため、市民や様々な分野の関係者による具体的な連携方策の検討を進めるとともに、あらゆる機会を活用した、多世代にわたって認知症について学ぶことのできる環境づくりの取組みも充実していくことが必要です。また、誰もが認知症とともに生きる可能性があることから、市民一人ひとりが認知症を自分自身の問題と認識することで、認知症に対する理解と支援の輪を大きく広げていくことも重要です。

#### <施策6-1 認知症の人やその家族の視点の重視>

これまでの認知症施策は、ともすれば、認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったことから、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発を進めるほか、認知症の人が希望を持って生きていくことができるように、初期段階でのニーズ把握やいきがい支援など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

#### <施策6-2 協働の取組みの推進>

認知症の人やその家族が求めるニーズにきめ細やかに対応するためには、地域・民間・行政が協働して、地域社会全体で支える体制を構築することが求められます。

このため、地域住民や医療・介護関係者はもとより、小中学校をはじめとする教育機関や企業等に対しても予防も含めた認知症の正しい理解の促進を図るとともに、企業等に対しては認知症の家族を介護している従業員への理解と支援の必要性についての啓発に取り組めます。

また、認知症等による行方不明者の捜索に関しても、個人情報の取り扱いや安全確保に十分に留意しながら、スムーズな連携ができる体制づくりを進めます。

さらに、誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすために、認知症の人とその家族、地域住民等と一緒に活動できる環境づくりに取り組みます。

No.	継続する取組み	概要
88	認知症対策のための連携体制の構築 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	総合的な認知症対策を推進するため、庁内・外の関係部局による会議体（オレンジ会議）を設置し、地域・民間・行政等が協働して、認知症を地域全体で支える体制を構築します。

## 【施策の方向性3】 家族介護者への支援

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため、高齢者の介護を担う家族（家族介護者=ケアラー）の孤立感をなくし、家族介護者の不安や負担の軽減につながるような支援策を推進します。

高齢化の進展により、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」、高齢の親が無職独身の子を扶養している、いわゆる「8050問題」、育児と介護を同時に担うダブルケア、大人が担うようなケアの責任を子どもが引き受けているヤングケアラー、現役世代が親の介護のために離職する「介護離職」問題など、多様な課題が指摘されています。こうした現状を踏まえ、地域社会全体で高齢者と家族介護者を含む世帯を共に支える社会を推進します。

### （基本的な施策1）見守り・支え合いの当事者の増加

介護する家族は、「将来への不安」「介護の負担感」「孤立感（他に介護を任せる人がいない）」など、様々な悩みを抱えているため、周囲の人が介護者の負担を理解し、気にかけていることが重要です。このため、地域の人が見守り・支え合いの当事者として、必要に応じて専門機関につなぐことができる社会を目指していきます。

また、介護や医療などの関係者は、高齢者本人だけでなく、その家族の生活環境や状況を垣間見る機会も多く、気づきが支援や改善につながることを期待できることから、専門職への研修を実施するなどして、啓発に取り組みます。

No.	継続する取組み	概要
再	民生委員の活動支援	（再掲No. 64 ）
再	高齢者の生活支援体制の整備	（再掲No. 66 ）
再	認知症対応力の向上のための研修の実施	（再掲No. 76 ）
再	若年性認知症対策の推進	（再掲No. 87 ）
再	地域包括支援センターの運営	（再掲No. 98 ）
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント	（再掲No. 112 ）

## (基本的な施策2) 介護者の孤立感の解消

家族介護者の不安や負担を軽減するためには、必要な支援やサービスにつながるよう、適切な助言・情報を得られることが重要です。このため、相談窓口を利用できる時間帯や場所などの多様化を図り、相談体制の強化を図ります。

また、多様な課題を抱えた世帯全体の適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターをはじめ、関係機関の連携強化を図り、必要に応じてアウトリーチの支援を行います。

さらに、家族同士の交流機会の提供を行い、同じ悩みを抱える家族介護者の仲間づくりを通じた孤立感の解消を図ります。

No.	新たな取組み	概要
89	アウトリーチ型支援の拡充 (保健福祉局地域福祉推進課)	ダブルケア・ヤングケアラー・8050問題等の高齢者の介護だけに留まらない複合的で多様化する問題の解決に向けて、地域包括支援センターの職員のみならず、子ども家庭相談コーナーや高齢者・障害者相談コーナーの職員及びスクールソーシャルワーカー等との連携を図るとともに、高齢者いきいき相談(巡回相談)・まちかど介護相談室等に寄せられた相談に対しても必要に応じて訪問する等、アウトリーチ型支援を充実させます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ICTを活用した効率的・効果的なアウトリーチ体制を整備します。

No.	継続する取組み	概要
90	自殺予防こころの相談電話の設置 (保健福祉局精神保健福祉センター)	悩みのある市民に対し、敷居が低く、わかりやすく、アクセスしやすい相談窓口として、専用回線の電話相談に臨床心理士等が応じます。必要に応じて、地域資源などの情報提供も行います。 【相談件数】 R1年度：2,847件 → R5年度：基準値より増加
再	認知症介護家族交流会の開催	(再掲No. 78)
再	認知症・介護家族コールセンターの運営	(再掲No. 79)
再	認知症カフェの普及	(再掲No. 81)
再	認知症家族介護教室の開催	(再掲No. 84)
再	若年性認知症対策の推進	(再掲No. 87)
再	地域包括支援センターの運営	(再掲No. 98)

### (基本的な施策3) 家族介護者の生活の支援

家族介護者自身の生活を支援するため、介護に対する理解を深めるための啓発や適切な介護技術の向上に資するための研修や男性の介護への参画促進などにより、介護者の心身の負担を軽減できるような社会づくりを目指します。

また、就労している家族介護者の負担軽減のためには、企業等事業者の理解が不可欠であることから、ワーク・ライフ・バランスに関する出前セミナーやアドバイザー派遣を行うなど、事業者に対し、介護に関する理解、仕事と介護等との両立への理解を促進し、就労しやすい職場環境づくりを働きかけます。

No.	継続する取組み	概要
91	介護教室の開催 (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	市民や専門職を対象に、実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士などが指導します。
92	高齢者の排泄相談等の実施 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できるように、排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を行います。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。 【相談件数】 R1年度：241件 → R5年度：基準値より増加
93	企業等を対象にした介護への理解促進 (総務局女性活躍推進課)	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立への一層の理解を働きかけていくため、企業等への出前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を図ります。 【出前セミナー数・派遣数(合計)】 R1年度：37回 → R5年度：基準値を維持
94	男性向け介護講座の開催 (総務局男女共同参画推進課)	男性を対象に、介護に関する基礎知識を習得し、同じ悩みを抱える仲間とのネットワークづくりをサポートすることを目的として講座を開催します。 【受講者アンケートの満足度】 R1年度：100% → 毎年度90%以上を維持
再	高齢者見守りサポーターの派遣	(再掲No. 82 )
再	自殺予防こころの相談電話の設置	(再掲No. 90 )

## 目標③

# 住みたい場所で安心して暮らせるまち

高齢者が、人生の最終段階にいたっても、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせることを目指します。

## 【施策の方向性 1】地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。このため、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・介護・地域関係者が連携し、身近なところで誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、高齢者が持つ能力に応じ、地域の資源や福祉サービスを活用して、日常生活での活動を高め、家庭や社会への参加を促すことで、その人の生きがいや自己実現を図り、生活の質を高める支援ができるよう、地域包括支援センターをはじめ地域の医療・介護従事者等が協力して取り組める環境づくりを推進します。

### （基本的な施策 1）地域包括支援センターを中心とした相談と支援体制の充実

相談内容が複雑かつ多様化するとともに、相談者の生活パターンも多様化していることから、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めます。また、開設時間帯や場所を拡充する等、市民がより相談しやすい相談窓口の整備を進めるとともに、必要に応じてアウトリーチの支援を行い、関係機関との連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実に取り組みます。

また、実際に、自分自身や家族のことで困りごとに直面したとき、すぐに相談できるように、高齢者だけでなく、現役世代の関係機関などを対象に、地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」等の相談窓口の一層の周知を図ります。

さらに、地域包括支援センターで開催している地域ケア会議を一層充実させ、事例検討から地域に共通する課題を発見・把握し、会議を積み重ねる中で地域関係者等とのネットワークの構築を進めます。

加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、ICTの活用やリモートによる地域ケア会議の開催について検討を進めます。

No.	新たな取組み	
95	相談体制の充実 (保健福祉局地域福祉推進課)	土・日も開設し、働く世代なども相談しやすい、地域の身近な相談窓口である「まちかど介護相談室」をはじめとして、新たな相談窓口を開拓します。また、地域包括支援センターの職員が、認知症カフェや高齢者サロン等の高齢者の通いの場へ出向き「高齢者いきいき相談(巡回相談)」を実施し、相談する機会を増やします。さらに、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めます。
96	地域ケア会議の充実 (保健福祉局地域福祉推進課)	近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえて、ICTの活用やリモートによる地域ケア会議の開催について検討を進めます。 【リモート開催が可能な環境の整備状況】 ・R5年度までに全地域包括支援センターで整備

No.	継続する取組み	概要
97	高齢者の住宅相談の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。 【相談件数】 R1年度：150件 → R5年度：165件
98	地域包括支援センターの運営 (保健福祉局地域福祉推進課)	誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステム構築の推進を図ります。また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能(まちかど介護相談室等)を強化し、緊急時に対応するために「24時間365日緊急対応事業」を行います。「ダブルケア」等に見られる多様化するニーズや、「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業やNPO、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。一方、これらにより構築されるネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。 【地域包括支援センターの認知度】 R1年度：41.8% → R5年度：基準値より増加 【地域包括支援センター相談件数】 R1年度：206,500件 → R5年度：218,000件

99	<p>地域ケア会議の開催  (保健福祉局地域福祉推進課)</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的・継続的ケアマネジメント業務に効果的に取り組めるよう、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される「地域ケア会議」の開催を推進します。</p> <p>【地域ケア個別会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数  R1年度：318回 → R5年度：350回</li> <li>・居宅介護支援事業所の事例  R1年度：全事例の2.9割 → R5年度：全事例の3割</li> </ul>
100	<p>出張所での保健福祉業務の対応  (市民文化スポーツ局総務区政課)</p>	<p>市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。</p> <p>【各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数】</p> <p>R1年度：33,783件 → R5年度：34,800件</p>